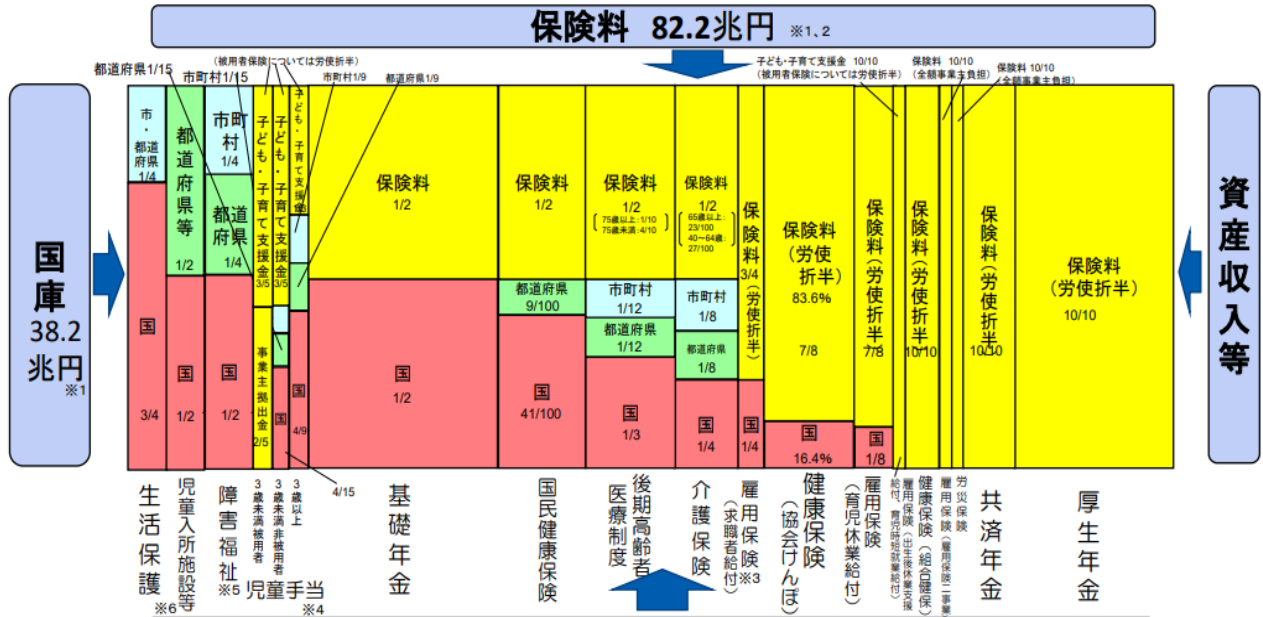


1.4/2 社会保障国民会議有識者会議(第2回)資料2より

**社会保障財源の全体像 (イメージ)**

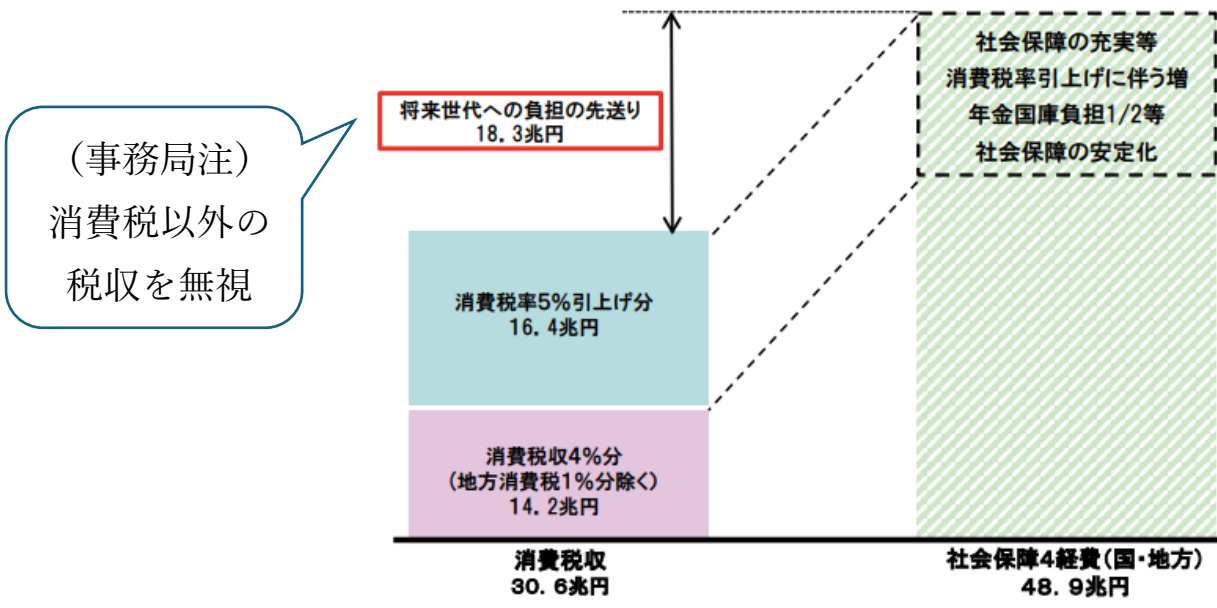
- **年金、医療及び介護は、社会保険制度を基本としているが、無職者等も保険に加入できるようにするとともに、保険制度間の給付と負担の不均衡を是正する観点から、後期高齢者医療制度、国民健康保険、基礎年金等の財源の一部は公費となっている。**
- 日本の社会保険は職域保険を中心に発展しつつ、職域に属さない者を対象とする地域保険も整備されてきた経緯から、**職域保険と地域保険の二元的な仕組み**。被用者保険の保険料負担は、原則として、労使折半となっている。



(注) ※1 保険料、国庫、地方負担の額は2025年度当初予算ベース。※2 保険料には事業主拠出金及び子ども・子育て支援金を含む。(子ども・子育て支援金(2026年度から徴収開始)は、児童手当、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に充てられる。なお、2028年度にかけて、必要に応じて、子ども・子育て支援特別公債を発行。) ※3 雇用保険(失業給付)の国庫負担割合については、雇用情勢及び雇用保険財政の状況に応じ、1/4又は1/40となるとともに、一定の要件下で一般会計からの繰入れが可能。 ※4 児童手当については、公務員支給分を除いた割合である。 ※5 障害児支援を含む。なお、障害児入所に係る負担割合は、国1/2、地方公共団体1/2となっている。 ※6 市及び福祉事務所設置町村が市町村立・私立の母子生活支援施設及び助産施設に入所させる場合等の負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となっている。

2. 財務省  
「日本の財政関係資料」  
(令和8年4月)より

**社会保障4経費と消費税収の関係**

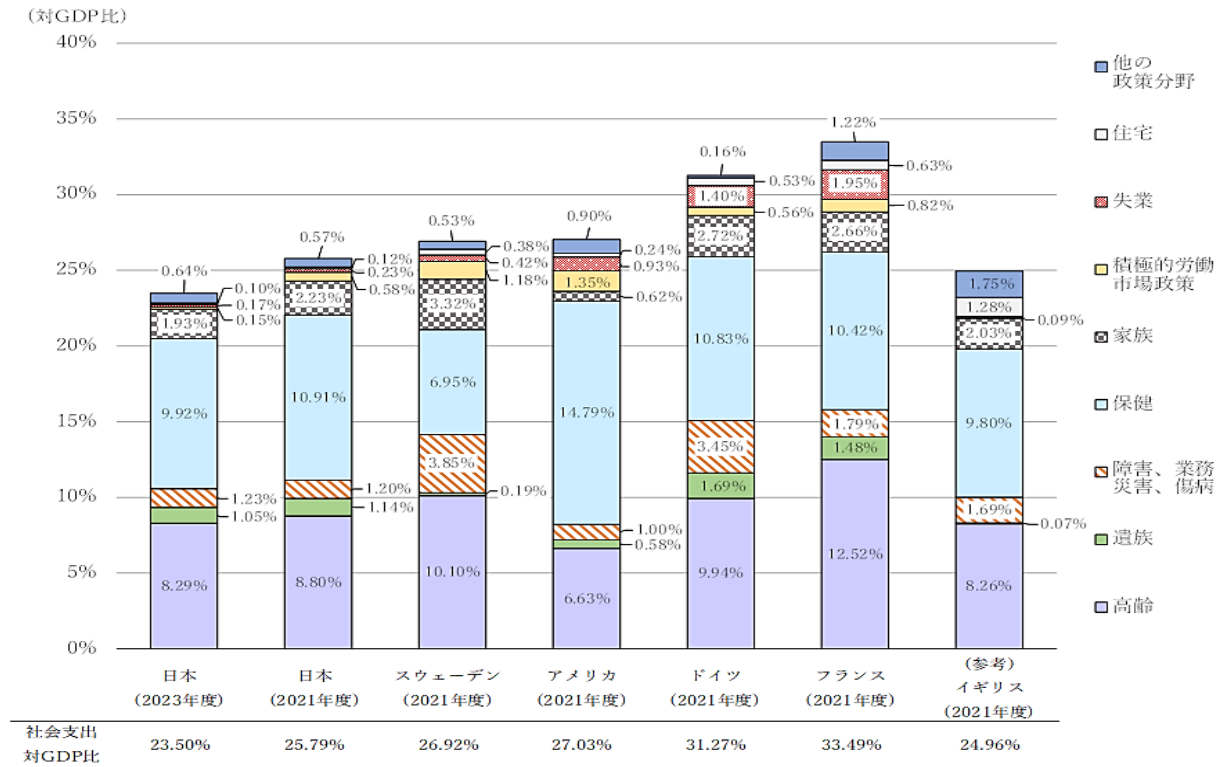


(事務局注)  
消費税以外の  
税収を無視

(注1) 社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用した分とあわせ、社会保障の充実(4.5兆円)を実施している。  
(注2) 消費税込収及び社会保障4経費の各数値は、軽減税率制度の影響を反映した令和8年度予算ベースの国・地方の数値である。  
(注3) 軽減税率の導入に当たっては、安定的な恒久財源を確保するための法制上の措置等を講じている。  
(注4) 合計額が一致しない箇所は増減処理の関係による。

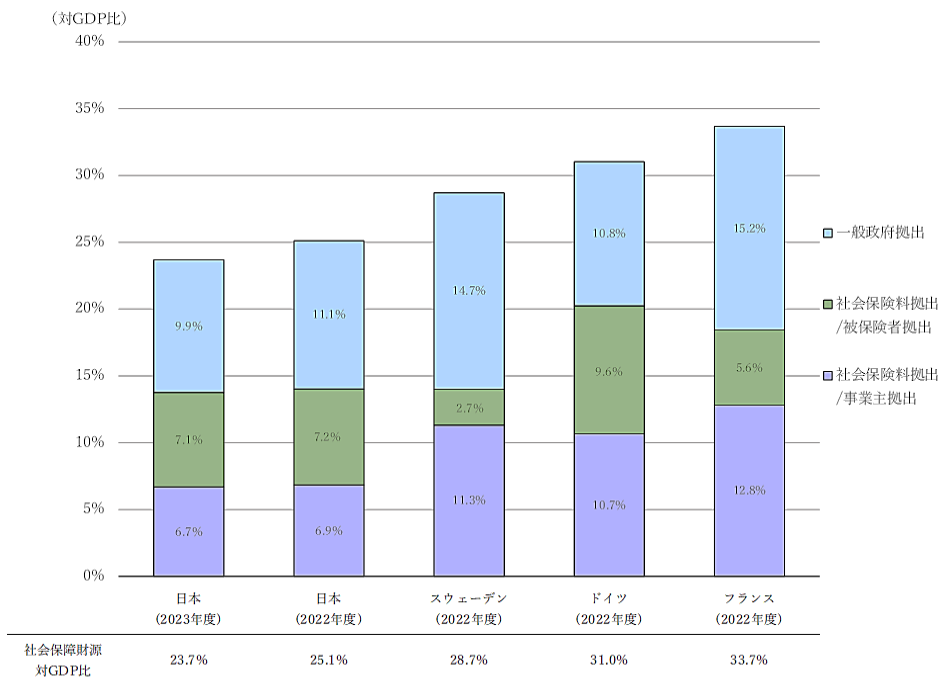
### 3. 国立社会保障・人口問題研究所「令和5年度社会保障費用統計」より

図3 政策分野別社会支出の国際比較（対GDP比）（2021年度）



(注) イギリスは欧州連合からの離脱以降「積極的労働市場政策」の数値が公表されていないため、参考値として掲載。  
 (資料) 諸外国の社会支出は、OECD Social Expenditure Database (2025年5月12日時点) による。GDPについては、日本は内閣府「2023年度（令和5年度）国民経済計算年次推計」、諸外国はOECD事務局提供の値（2025年5月15日時点）による。諸外国の社会支出は各国の社会保障会計年度値が用いられることに合わせ、GDPも社会保障会計年度ベースに調整されている。各国の会計年度は、イギリスは4月～3月、アメリカは10月～9月、その他の国は1月～12月である。  
 (出所) 「令和5年度社会保障費用統計」時系列第7表より作成。

図4 社会保障財源（EU基準）の国際比較（対GDP比）（2022年度）



(注) 社会保障財源のうち、「他の収入」（公的年金の運用収入等）を除外している。  
 (資料) 諸外国の対GDP比は、Eurostat ESSPROS Database (2025年5月13日時点) による。日本のGDPは内閣府「2023年度（令和5年度）国民経済計算年次推計」による。  
 (出所) 「令和5年度社会保障費用統計」時系列表第15表より作成。